

茨城県議会傍聴規則

昭和45年 6月 6日茨城県議会規則第1号
改正 平成 3年 2月14日議会規則第1号
〃 平成11年 4月 1日議会規則第1号
〃 平成20年 9月 8日議会規則第1号
〃 平成28年 2月26日議会規則第1号
〃 令和 3年 4月19日議会規則第2号
〃 令和 3年10月14日議会規則第3号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、300人とする。

(傍聴券等の交付)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（様式第1号）の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者（県政記者クラブ加盟各社に限る。以下同じ。）であつて、あらかじめ議長の承認を受けた者はこの限りでない。

(傍聴券)

第5条 傍聴券は、会議当日傍聴受付で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴券交付用紙への記入等)

第6条 傍聴券の交付を受ける者は、傍聴券交付用紙（様式第2号）に住所及び氏名を記入しなければならない。ただし、20人以上の団体による傍聴の場合には、住所及び氏名を記入した傍聴人名簿（様式第3号）を提出することによって、これに代えることができる。

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴券の交付を受ける者に対し、係員をして、身分証明書又はそれに代わるものの提示を求めさせることができる。

3 議長は、前項の提示を求められた者がこれに応じないときは、その者の入

場を禁止することができる。

(傍聴人の入場)

第7条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の提示)

第8条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(議場への入場禁止)

第9条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
 - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機の類(携帯電話機及びパーソナルコンピュータ(以下「携帯電話機等」という。))を除く。)及び笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類(携帯電話機等を除く。)を携帯している者(第12条の規定により、議長の許可を得た者を除く。)
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し

ないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話機等については、音が出ないよう措置するとともに、議事に関する情報の閲覧又は記録（撮影及び録音等を除く。）以外に使用しないこと。
- (8) 携帯電話機及び情報通信機器（タブレット端末及びパーソナルコンピュータをいう。）については、議事に関連するウェブサイトの閲覧及び審議経過などを記録するためのワードプロセッサ機能の利用のみとし、消音措置を講じるなど、審議や他の傍聴者の妨げにならないよう使用すること。
- (9) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）

- 第12条** 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、報道関係者又は公益的見地から必要と認められる者であって、議長の許可を得た者については、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により撮影の許可を受けた者は、撮影許可証（様式第4号）を着用しなければならない。

（係員の指示）

- 第13条** 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

- 第14条** 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この規則は、昭和45年6月6日から施行する。

付 則（平成3年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年議会規則第2号）

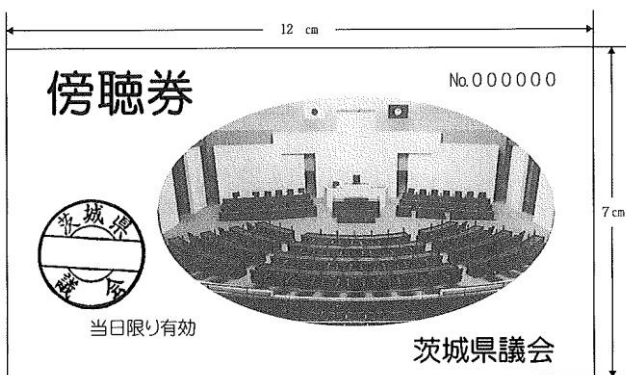
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年議会規則第3号）

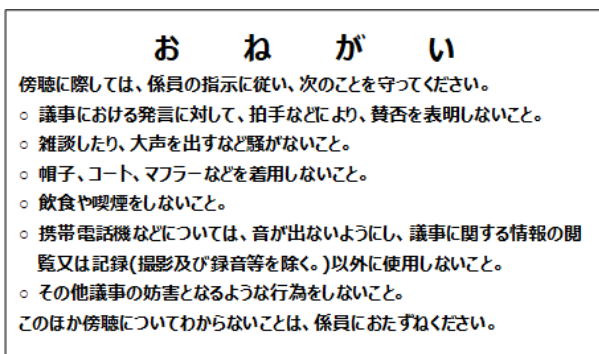
この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

（表）



（裏）



様式第2号

6 cm

No.000000

住所

氏名

7 cm

様式第3号

茨城県議会傍聴人名簿		年 月 日
住 所	氏 名	

様式第4号

橙色地に白文字，布製の腕章

<p>撮 影 許 可 章</p> <p>茨 城 県 議 会</p>
--